

令和7年8月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和7年7月9日付け（同月10日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

令和5年度（第77期）司法修習生考試不合格者受験番号（ファイル名が「R6koushi.hugoukakusha77.pdf」となっているもの。）のPDFデータを令和7年3月25日午前10時30分の司法修習生考試委員会の開始前に裁判所HPに掲載し、かつ、午前9時22分までに削除したことについて作成し、又は取得した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年6月25日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が令和7年3月25日の作成の翌日までに本当に廃棄されたかどうか不明であると主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書

であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5).）。

そして、本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、プレスリリースした令和7年3月25日付けの「報道発表」と題する書面があったが、この文書は、報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、仮に余部が生じた場合であっても、これはその他の事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として隨時廃棄しており、本件開示申出の時点で、既に廃棄済みであった。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

(3) よって、原判断は相当である。